

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等 についての意見書

新型コロナウイルス感染症については、国民の協力のもと感染拡大防止に取り組んできた結果、全国的に新規感染者数や重症者数が減少し、全ての都道府県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除された。

これまで、本県においては、感染拡大を早期に収束させるため、国の第1次補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用し、感染拡大防止や医療提供体制の強化、県民生活や経済活動への支援など、緊急対策に全力を尽くしてきたところである。

しかしながら、再び感染が拡大するおそれもあることから、引き続き感染リスクの最小化に向けた取組が必要であることに加え、これまでの様々な活動の自粛等により甚大な影響を受けた地域社会経済の再生や、学校の臨時休業に伴う子どもたちの学習の遅れへの対応など、今後は、多方面にわたる更なる対策を実施していかねばならない。

よって、国におかれては、地方公共団体が必要かつ十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大幅に増額し、各地方公共団体の実情に応じた十分な配分を行うとともに、柔軟かつ速やかな執行ができる制度とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月27日

殿

愛知県議会議長
神 戸 洋 美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣(地方創生)

参議院議長
総務大臣
経済再生担当大臣